「働き方改革推進支援助成金」の申請時に必要な書類等について

【令和6年度版】

申請マニュアルの「提出書類一覧」をご参照ください。「チェックリスト」も併せてご確認ください。 下記以外にも、審査の中で別途必要とされる書類があれば、提出していただく場合がありますので、あらか じめご了承ください。

1 交付申請書と併せて提出する書類

○ 見積書

金額が適正な水準のものか確認する必要があるため、見積書は同一条件で複数提出する必要があります。 見積有効期限がある場合、審査期間中有効なものが必要です。

(これらの条件を満たさない、あるいは不適当な場合、再取得していただくことがあります。) なお、申請事業主、申請代理人が改善事業の受託者になることはできません。

○「労働能率の増進に資する設備・機器等」についての詳細資料(別紙参照:任意様式)

生産性向上、労働者の労働能率の増進や時短に効果があることを具体的に数量化して記入してください。あわせて、購入品の写真やパンフレット等、購入品の詳細がわかる資料を提出してください。

○ 振込先通帳の写等

お客様番号と口座番号の取違やカナ名義の誤りをなくすため、振込先の名義・口座番号等が確認できる ものを任意で提出いただくようお願いしております。

ゆうちょ銀行に振り込みを希望する場合は、「記号一番号」がわかるものを提出してください。

「年次有給休暇制度の実施状況に係る申立書」

「年休の計画的付与の導入」・「時間単位年休及び特別休暇の導入」を成果目標にされる事業主で、既に 当該制度に係る規定が就業規則にはあるものの、実態として運用されておらず、労使協定もない場合に は、成果目標とすることは可能です。これに該当する方は、確認のために、別添申立書を提出してくだ さい。

2 支給申請書と併せて提出する書類

○ 労使の話し合いの機会についての資料(参加者名簿(役職を入れること)、議事録、写真)

○ 苦情等受付担当者や事業実施計画の周知に関する書類、写真

申請様式第1号別添(続紙を含む、実施体制、支給対象事業、成果目標)のすべての内容の周知が必要です。

○ 購入品の写真等

全体像及び品番、型番等がわかる場所の拡大写真と納品書、契約書の写し 車両の場合は全体像及びナンバープレートのわかる写真と車検証の写し

○ 費用振り込み記録が客観的にわかるもの

支払は銀行振込を原則とし、支払の事実(支払の相手方、支払内容、支払日、支払額等)を証明できる資料を提出してください。

なお、クレジットカード、小切手、約束手形(支払手形)等による支払いで、<u>支給申請日までに口座から引き落とされていない場合は、助成対象外となり、助成金は支給されませんので、ご注意ください。</u>

3 その他

- (1) 事業実施計画の金額や購入物品等が変更になった場合 発注・契約前にあらかじめ<u>「事業実施計画変更申請書(様式第4号)」</u>を提出してください。 承認の決定通知があるまでは、発注・契約・納品・支払い等、事業を進めることができません。
- (2) 事業の完了予定期日が変更となる場合 「事業完了予定期日変更報告書(様式第8号)」を提出してください。
- (3) 賃金引上げを成果目標にした事業主 支給決定後、賃金額を改定した後6月分の賃金を労働者に支給した日から起算して30日以内に 「賃金台帳等」の資料を添えて<u>「支払状況報告書(様式第9号の2)」</u> を提出してください。
- (4) 消費税額を含めて助成金を受給した事業主 改善事業の属する年度の翌々年度の年 6 月 30 日までに 「消費税確定申告」もしくは「免税事業者であることを確認できる資料」を添えて 「消費税額の確定に伴う報告書(様式第 14 号)」を提出してく ださい。

ご不明な点がございましたら、お気軽にお問い合わせください。 〒640-8581 和歌山市黒田二丁目3番3号 和歌山労働総合庁舎 4階 和歌山労働局 雇用環境・均等室

TEL: 073-488-1170

e-mail: 30hatarakikata@mhlw.go.jp

開庁時間は、平日8:30~17:15となっております。

(年末年始を除く)

○労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新について

「労働能率の増進に資する」ということの具体的な意味は「クライアントー人当たりに要する作業時間を短縮すること」です。

申請毎に事情は異なるため、労働者が直接行う業務負担の軽減に資するか、または生産性向上により労働時間の縮減に資するかにより個別に判断させていただきます。

事業の内容は、①現状の作業方法(問題点)、②事業実施による生産性向上、労働者の労働能率の増進、 ③業務改善の効果に分けて、事実に即し、数字をあげて、具体的にわかりやすく記入してください。(別 紙記載例を参考にしてください)

○鍼灸整骨院やエステサロン等における導入予定機器について

導入予定機器が、新技術による機能が搭載された専門的な機器であることが多く、一般的なカタログのみではその記載内容も曖昧かつ抽象的であることから、事業場の現在の作業方法と比較して労働能率 増進効果があると判断することが非常に困難であり、より客観的かつ合理的な疏明が必要となります。

次の①から③について可能な限り客観的かつ合理的な資料を用いて疏明してください。

- ① 現在行っている施術によって得られる効果、施術の内容、施術に要する時間を明らかにする もの(実際に労働者の作業を要する事項を明らかにすること)
- ② 導入予定機器を用いた施術によって得られる効果、施術の内容、施術に要する時間を明らかにするもの(導入後も労働者の作業を要する事項を明らかにすること)
- ③ 導入予定機器を用いた施術によって得られる効果の程度が現在行っている施術によって得られる効果の程度と同等以上であることを明らかにするもの
 - ※ ③については特に、主観的な申立てだけでは労働能率増進効果があると判断することはできません。

【記載内容例1】

(1) 現状の作業方法(問題点、所要時間等)

現在、お客様が来店された際、商品の会計をすべて手作業で行っており、繁忙時のレジ待ちの行列や、会計ミス等が頻発している。また、在庫管理や売れ筋商品の動向把握、顧客管理もできていない。

また、毎日在庫の確認や精算処理を2時間かけて行っており、そのために営業時間の短縮を行う日もある。

(2) 設備投資など事業実施計画の内容

POS レジシステムを導入することにより、精算処理の効率化だけでなく在庫管理や売上データが一元管理され、繁忙時のレジ待ちが削減され生産生向上が見込まれる。

(3) 事業実施による生産性向上、労働者の労働能率の増進、業務改善の効果

POS レジシステムを導入することにより、①手作業の会計員担が軽減される、②お客様の待ち時間が短縮される、③在庫管理や精算処理が効率化される、④売上データをマーケティングに活用できる、こととなり、日々の在庫の確認や精算処理を 20 分でできるようになるので労働者の労働能率の増進が見込まれる。

【記載内容例2】

(1) 現状の作業方法(問題点、所要時間等)

現在、患者さんが来店された際、薬剤管理については、①患者さんの紙の薬歴カードを探す、②該当する薬歴カードを見て、現在の薬歴と今回処方する薬を確認する、③副作用や注意事項などを患者さんにお伝えし、薬を渡す、④処方した薬を薬歴カードに記入し、薬歴カードを所定の場所に保存するという手順で行っている。

なお、この作業の他に、患者さんよりお預かりした処方箋に基づき、薬を調合し、薬の説明書など をパソコンより入出力する。

問題点としては、紙の薬歴カードを探したり、保存したり、現在の薬歴と処方する薬を薬歴カードを見て確認したりするのに時間がかかること。

一人当たりの所要時間は10分、1日平均患者数30人で300分。

(2) 設備投資など事業実施計画の内容

電子薬歴システムを導入することにより、薬歴と処方箋の情報が一元管理され、パソコン上ですぐに確認し、患者さんに情報提供できる。

(3) 事業実施による生産性向上、労働者の労働能率の増進、業務改善の効果

電子薬歴システムを導入することにより、①今までの手作業の事務負担が軽減される、②患者さんに、よりきめ細やかな応対が可能となる、③患者さんの待ち時間が短縮される、こととなる。

生産性向上として、この作業に必要となる時間を、一人当たり所要時間 5 分、1 日平均患者数 30 分で、150 分短縮することができる予定。